

富山県発明とくふう展内容説明書 (審査・展示用)

(第55回)

(1) 企業の部 (2) 一般の部

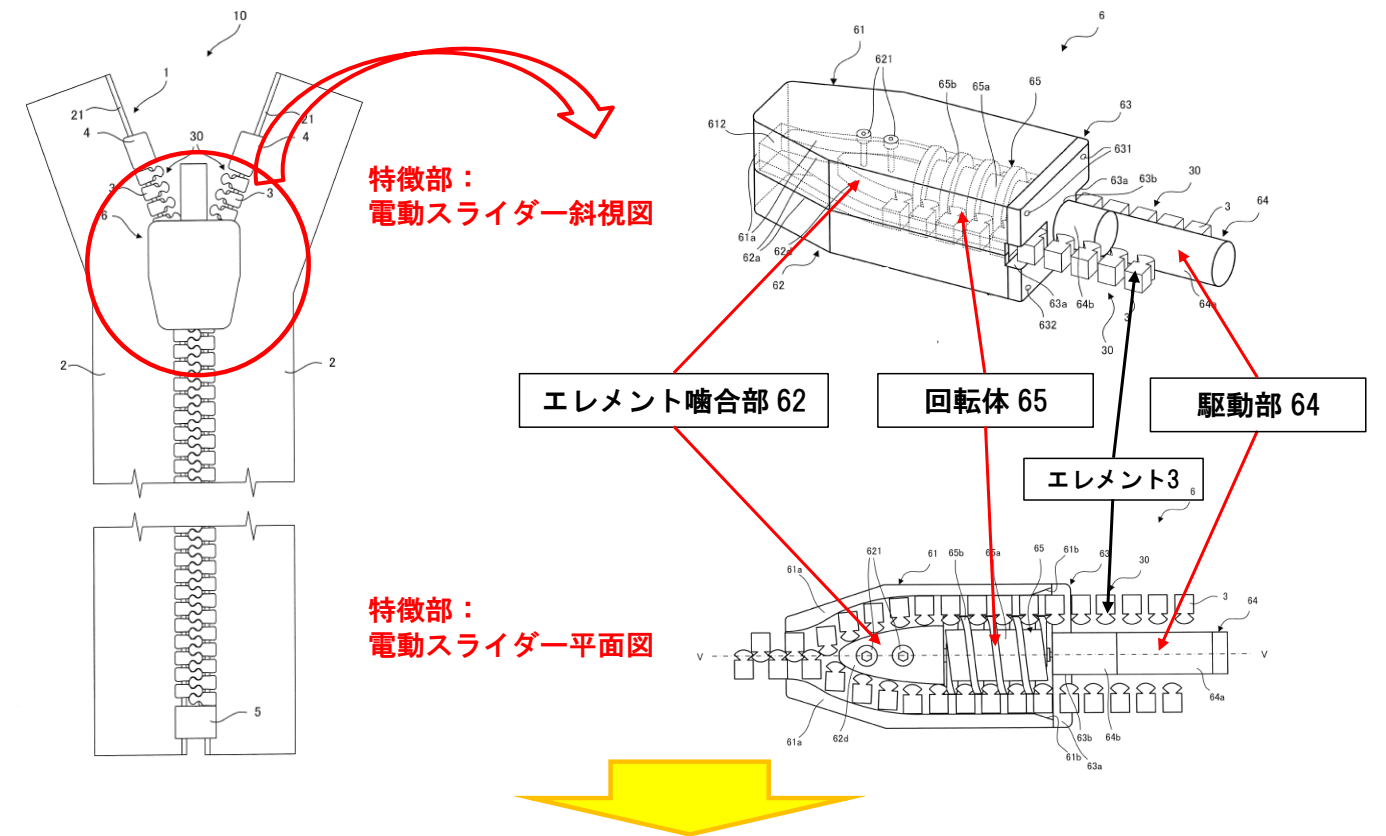
受付番号 67

ふりがな	でんどうすらいどふあすなー			
作品の名称	電動スライドファスナー			
ふりがな	わいけいけいかわぶしきかいしゃ	ふりがな	さいつ なつこ	
会社名	YKK株式会社	発明者名	才津 奈津子 他2名	
特許・実用・意匠の出願状況	<input type="checkbox"/> 未出願 <input checked="" type="checkbox"/> 出願済み	出願・公開番号	PCT/2016/076939	登録番号
特許・実用・意匠の出願状況		外国特許他		
特徴と要点 (必ずご記入下さい)				
【発明の背景】				
スライドファスナーは、衣類やカバン類などあらゆる分野で使用されており、その種類も多種多様なものが存在します。しかし、そのほとんどは人の手によって開閉を行うものでした。これを自動化したファスナーも提案されていますが、機構が複雑であったり、大型のものしか存在しませんでした。近年、技術の進歩により部品の小型化が進み、特に通信技術の発達やスマートフォンなどの通信機器によるライフスタイルの変化は目覚ましいものがあります。そこでスライドファスナーにおいても次世代向けの全く新しいタイプのファスナー「電動スライドファスナー」を開発すべく鋭意努力してきました。				
【発明の特徴】				
本発明の特徴部であるスライダは、駆動部64、回転体65およびエレメント噛合部62を備え、駆動部64をエレメント噛合部62と反対側に配置した点にあります。このように各構成要素を適切に設置したことによりスライダを的確に作動させることが可能となり、また、簡単な構成にしたことで、各部材のメンテナンスや調整を容易に行うことが出来る様になりました。更に本発明の特徴部である電動スライダの電源部は、任意の場所に設置可能であるので、スライダ本体に設けてもよいし、通信ユニットを設け無線通信による遠隔開閉操作をも可能としました。				
この「電動スライドファスナー」の開発により、従来の衣類やカバン類などの分野で全く新しい商品の提供を可能としたばかりか、福祉医療分野や人が介在できないところでの利用促進など、利用分野を飛躍的に広げることに繋がると考えています。				

略図、図面、写真等で、簡単に特徴を記入して下さい。(※太枠内でご記入ください)

【本発明の電動スライドファスナー】

【本発明の特徴部：電動スライダ】



- ①簡単な構成で、メンテナンスや微調整が容易にかつ確実にできる。
- ②開閉操作を、遠隔操作することが可能。



記載注意事項

- 審査時は、この説明書が添付資料となりますので記載が不明確な場合は審査にもれることがあります。
- 従来のも(或いは方法)に比し、どこを(何を)どのように発明・工夫したか、要点を判り易く、図を用いた方が判り易い場合は図面(略図でよい)でご説明下さい。
- 改良くふう箇所が多くある場合、要点をしばってご記入願います。